

鈴鹿市と三重労働局との雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、鈴鹿市と厚生労働省三重労働局（以下「三重労働局」という。）とが相互に連携し、鈴鹿市において市民がそれぞれの能力を発揮しながら安全にいきいきと働くための就業・雇用環境の整備に向けた取組をより一層充実させるための施策を効果的かつ一体的に推進することを目的として締結する。

(事業計画の策定)

第2条 鈴鹿市及び三重労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組及び実施方法等を定めた事業計画を策定しなければならない。

(運営協議会の設置)

第3条 鈴鹿市及び三重労働局は、前条に定める事業計画の策定及び事業計画の進捗状況を管理・評価するため、運営協議会を設置する。

2 運営協議会について必要な事項は、別途協議して定めるものとする。

(要請)

第4条 鈴鹿市長及び三重労働局長は、この協定に基づく事業の推進に資するため、必要に応じて相互に要請を行うことができる。

2 鈴鹿市長及び三重労働局長は、前項の要請があったときには、誠実に対応しなければならない。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく事業における鈴鹿市及び三重労働局が開示する情報は、相互に秘密を保持しなければならない。ただし、事前に相手方の了承を得ている場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、鈴鹿市及び三重労働局において協議し、定めるものとする。

2 この協定締結当事者に変更があったときにおいても、新たな協定書が締結されるまでの間は、この協定を有効とする。

附 則

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、鈴鹿市長及び三重労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年1月24日

鈴鹿市

鈴鹿市長

末松則子

厚生労働省三重労働局

三重労働局長

下角圭司